

「ピラトの尋問」

2014年12月01日

マルコによる福音書15章1節～5節。夜が明けるとすぐ、祭司長たちは、長老や律法学者たちと共に、つまり最高法院全体で相談した後、イエスを縛って引いて行き、ピラトに渡した。ピラトがイエスに、「お前がユダヤ人の王なのか」と尋問すると、イエスは、「それは、あなたが言っていることです」と答えられた。そこで祭司長たちが、いろいろとイエスを訴えた。ピラトが再び尋問した。「何も答えないのか。彼らがあのようにお前を訴えているのに。」しかし、イエスがもはや何もお答えにならなかったため、ピラトは不思議に思った。

最高法院は真夜中に大祭司の庭で行った違法な裁判において、主イエスを「冒瀆罪」の罪状で死刑に決した。夜が明けると、彼らは相談した後、ローマの総督ピラトに引き渡した。ここには思惑と計略があった。植民地下に置かれたイスラエルは死刑の執行権を持っていなかった。ピラトが握っていた。しかし、宗教問題に関しては、死刑を執行することができた。使徒言行録7章にはステファノの殉教が記されている。彼は逮捕され、最高法院で裁判を受けた。その裁判では判決は出されていないが、ステファノの弁明を聞いて、人々は律法とエルサレム神殿を冒瀆したと激怒し「石投げの刑」で殺害している。主イエスの場合も、同じように「石投げの刑」で葬り去ることはできた。最高法院は、その手法を取らず、ピラトに引き渡した。それは、自分たちの手で死刑にすると、熱い支持と賛意を持つ民衆から反感を買うので、ピラトの手で死刑を執行させようと考えた。そうなれば、「冒瀆罪」では、ピラトは取り上げてくれない。そこで、革命を起こし独立、解放を目指すローマに反逆する「ユダヤ人の王」という罪状にすり替えた。宗教的罪状から政治的罪状に置き換えてピラトに訴えた。彼らの思惑、計略は本当に卑劣であるが、主イエスへの憎しみが、そのようにさせたのである。

ピラトはローマへの反逆者なら、尋問せざるを得ない。彼は主イエスに「お前がユダヤ人の王なのか」と聞いている。それに対し、主イエスは「それは、あなたが言っていることです」と答え、尋問はかみ合っていない。最高法院は色々の理由をつけて激しく訴え続けた。ピラトは再度「何も答えないのか。彼らがあのようにお前を訴えているのに」と尋問した。人が死刑判決を受けそうになった時は、必死で無罪を訴える。しかし、主イエスは何の弁明もしなかった。ピラトの経験において、このようなことはなかった。黙して弁明しない主イエスに、命が惜しくはないのかと不思議に思った。この尋問において、主イエスはイスラエルの独立、解放を目論む革命家ではなく、イスラエル人の宗教に関わる問題であると見抜いたことは確かである。

私は今まで、四つの訴訟を支援したり、原告になったりして関わったが、最高裁判所まで行って、全て敗訴した。一つだけ「自衛隊イラク派兵差止訴訟」で、名古屋高裁まで行き、形は敗訴であったが、実質的には「イラク派兵は違憲」という文言を勝ち取った。日本の司法は、少数者の信仰や思想の自由は認めず、体制に倣えと言ひ、また、行政追認の判決が圧倒的に多いのが現状である。

主イエスが受けたピラトの尋問は、生死に関わる裁判であった。沈黙し続ける主イエスは死を覚悟し、全く動じない。慌てふためいているのは最高法院であり、ピラトであって、どちらが裁かれているのかわからないような尋問であった。